

山梨県公報

第百七十九号

令和三年

四月一日

木曜日

目次

告示

○道路の区域変更(五件).....	一四九
○道路の供用開始.....	一五一
○電線共同溝を整備すべき道路の指定.....	一五一
○都市計画事業の認可.....	一五一
○大規模小売店舗の名称等の変更の届出.....	一五一
○大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出.....	一五二
○公共測量の終了.....	一五二
○車両制限令第三条第一項第二号イに定める道路の指定.....	一五三
○甲府都市計画の変更案の縦覧.....	一五三
○開発行為に関する工事の完了について.....	一五三
その他.....	一五三
○漁業法による水産動植物の取扱いの指示.....	一五三

告示

山梨県告示第百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)において、この告示の日から令和三年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和三年四月一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 市川三郷身延線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
西八代郡市川三郷町黒沢字西田四六一番一 地先から 西八代郡市川三郷町黒沢字石切一八八〇番 一地先まで	旧	五・一 一〇七・八	二〇六五・一
	新	六・七 八二・六	二〇六〇・五

山梨県告示第百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)において、この告示の日から令和三年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和三年四月一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 高下鰍沢線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南巨摩郡富士川町鰍沢字山居二六四二番四 地先から 南巨摩郡富士川町鰍沢字大法師二五四七番 二四地先まで	旧	三・九 九・六	三九二・九
	新	七・一 一四・四	三九二・九

山梨県告示第百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和三年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和三年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高下歟沢線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡富士川町小室字ウツキ坂一八九三番一地从先から 南巨摩郡富士川町小室字ウツキ坂一八九〇番地先まで	六・六 八・一	三・〇 七・〇	六・六 八・一	三九・六 四〇・四

山梨県告示第百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和三年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和三年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 遅沢静川線

三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町夜子沢字神田六六五番地先から 南巨摩郡身延町夜子沢字日向六五二番地先まで	八・六 三三・〇	三・四 八・〇	八・六 三三・〇	一〇六・五 一二三・二

山梨県告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和三年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和三年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鳴沢富士河口湖線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡富士河口湖町勝山字南羽根子二七八〇番一地从先から 南都留郡富士河口湖町船津字西上ノ段三九二番一地从先まで	一六・〇 五二・〇	七・一 三九・九	一六・〇 五二・〇	二五七〇・〇 二六四〇・〇

新	一六・〇〇	二六四〇・〇
	五二・〇	

山梨県告示第三百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和三年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和三年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲斐早川線	南アルプス市芦安菅倉字西川原 七三五番一地从先から 南アルプス市芦安菅倉字下セヒ 口官有無番地地先まで	四七七三・七	令和三年四 月一日

山梨県告示第三百三十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和三年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間
県道	甲府葎崎線	甲斐市中下条字東河原二〇四〇番一地从先から 甲斐市中下条字不動ノ木一六一六番一地从先まで

山梨県告示第三百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画公園事業四・三・二一号 篠原地区公園
- 施行者の名称 甲斐市
- 事業施行期間 令和三年四月一日から令和七年三月三十一日まで
- 事業地
1 収用の部分 山梨県甲斐市篠原字八幡前及び字本妙寺前地内
2 使用の部分 なし

公 告

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和三年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オキノ代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号
- 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オキノリバーシティ店 山梨県中央市山之神字立川千二百二十二番地三十二外
2 変更した事項
(一) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
甲府リバーサイドタウン・ショッピングセンター	オキノリバーシティ店 山梨県中央市山之神字立川千二百二十二番地

山梨県中巨摩郡田富町山之神字立川千番地三十二外
百二十二番六百五十七

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市丸の内一丁目十六番四号	変更後	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号
-----	--	-----	---

- 3 変更の年月日 平成十九年五月一日外
三 届出年月日 令和三年三月二十五日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和三年八月二日まで

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和三年四月一日

一 届出者 山梨県知事 長崎 幸太郎

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	住所
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二	山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (一) 名称 オギノリバーシティ店
(二) 所在地 山梨県中央市山之神字立川千二百二十二番地三十二外
2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	一万七千三百平方メートル	六千四百五十六平方メートル
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 八百台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 三百八十六台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 百五十台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 六十五台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出の図面のとおり 面積 百十二平方メートル	位置 届出の図面のとおり 面積 四十二平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出の図面のとおり 容量 七十七立方メートル	位置 届出の図面のとおり 容量 七十七立方メートル
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 六箇所 位置 届出の図面のとおり	数 五箇所 位置 届出の図面のとおり

- 3 変更する年月日 令和三年十一月二十六日
三 届出年月日 令和三年三月二十五日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和三年八月二日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により中北林務環境事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の

通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
二 測量の地域 山梨県甲府市上帯那町地内外
三 測量の期間 令和二年五月二十一日から令和三年一月二十九日まで

● 車両制限令第三条第一項第二号イに定める道路の指定

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定より、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。

令和三年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

Table with 2 columns: 路線名 (Route Name) and 区間 (Section). It lists specific road sections in Yamanashi Prefecture, including routes 40 and 300.

● 甲府都市計画の変更案の縦覧

山梨県公報

第百七十九号

令和三年四月一日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画道路（三・四・十号 高畑町昇仙峡線）
二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課

甲府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課

縦覧期間 この公告の日から令和三年四月十五日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市境川町三柵字彼岸田二百八十二の一、二百八十二の四、二百九十八の一、二百九十八の三、二百九十九の一、二百九十九の五、三百一の一、三百一の四から三百一の六まで、三百五、三百六の一、三百七の一、三百八の一、三百九、三百九の二、三百十の一、三百十三の一、三百十三の二、三百十四の一及び三百十六の一の区域
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 笛吹市境川町三柵三百一番地 株式会社ジインズ 代表取締役 廣瀬光男

その他の

山梨県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和三年四月一日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮崎 淳一

一 指示の内容

1 琴川ダム貯水池（乙女湖）において、コクチバス（スモールマウスバス）を目的とした採捕を行ってはならない。ただし、山梨県漁業協同組合連合会又は峡東漁業協同組合若しくはその従事者が駆除のために行う場合及び公的研究機関が試験研究の用に供する場合は、この限りではない。

2 琴川ダム貯水池（乙女湖）において、コクチバス（スモールマウスバス）以外の魚種を目的とした採捕を行い、コクチバス（スモールマウスバス）を採捕した場合は、平成二十二年二月四日漁場管理委員会指示第一一一号に準じ、コクチバス（スモールマウスバス）を琴川ダム貯水池（乙女湖）に再び放してはならない。

二 指示の区域 柳平大橋より下流の琴川ダム貯水池（乙女湖）

三 指示の期間 令和三年四月十七日から令和四年四月十六日まで